

自動車の運行供用の制限に関する規則新旧対照表

（平成 3 年 6 月 1 7 日）
福岡県公安委員会規則第 7 号
（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
第 1 条～第 9 条 （略） 様式第 1 号（第 3 条関係） （表） （略） （裏） 注 意 事 項 1 運行供用が制限された自動車については、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。 運行した場合は、3 月以下の懲役又は 2 0 万円以下の罰金に処せられます。 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により、自動車の使用の本拠の位置又は確保した保管場所の位置を管轄する警察署長を通じて公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。 3 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。 連絡先 〒 8 1 2－8 5 7 6 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県警察本部交通部交通指導課 電話番号 0 9 2－6 4 1－4 1 4 1 （教示） この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。 様式第 2 号～様式第 3 号 （略）	第 1 条～第 9 条 （略） 様式第 1 号（第 3 条関係） （表） （略） （裏） 注 意 事 項 1 運行供用が制限された自動車については、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。 運行した場合は、3 月以下の拘禁刑又は 2 0 万円以下の罰金に処せられます。 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により、自動車の使用の本拠の位置又は確保した保管場所の位置を管轄する警察署長を通じて公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。 3 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。 連絡先 〒 8 1 2－8 5 7 6 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県警察本部交通部交通指導課 電話番号 0 9 2－6 4 1－4 1 4 1 （教示） この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。 様式第 2 号～様式第 3 号 （略）